社会福祉施設等調査及び
介護サービス施設・事業所調査の
改善に関するワーキンググループ
～ 報告書 ～

平成 29 年６月

Ⅰ　現状と課題

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査は、全数調査として、平成 20 年調査までは、施設・事業所に対し都道府県等による調査票の配布・回収（一部の調査票は厚生労働省による郵送）により調査を実施していた。

平成 21 年調査より、厚生労働省が委託した民間事業者による郵送での調査票の配布・回収による調査方法を導入したことにより、全数の回収が困難になっている。

このため、平成 24 年調査より、行政記録情報を活用し、基礎的な項目（施設・事業所数、定員等）については「基本票」として全数を把握できるようになったが、利用者数、従事者数などの詳細な項目を把握する「詳細票」については、全数の回収ができておらず、かつ、未回収分の補完をしていないため、実態とのかい離が生じている。また、調査年ごとに回収率が変動するため、実数での経年比較が困難な状況にあるなど、調査結果の正確性及び有用性の向上が課題となっている。
また、高齢化の進展等により、施設・事業所数の大幅な増加が見込まれるため、被調査者負担の軽減及び調査実施の効率化を図ることも課題となっている。

これらの課題に対応するため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に、「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、有識者による検討を行った。

Ⅱ　見直しの概要

1　見直しの方向性と期待される効果

（1）基本票

施設・事業所数等の基本的情報については、これまでと同様に、都道府県等を対象とした基本票により、毎年全数を把握する。

（2）詳細票

Ⅰの課題に対応するために、利用者数、従事者数などを把握する詳細票について、全数調査から標本調査へ移行することで、次のような効果が期待されることから、平成 30 年度より標本調査として実施する。

①　調査結果の正確性及び有用性の向上

標本調査への移行後は、これまでの未回収による非標本誤差に加え、新たに標本誤差が加わることになるが、回収率が向上して非標本誤差が縮小し、標本誤差より非標本誤差の縮小の効果が大きくなれば、精度の維持・向上が見込まれる。
また、１／１抽出のサービスを含む全てのサービスにおいて母集団全体の状態を

推計することで、実態に合った結果となり、正確性が向上する。さらに推計値による経年比較が可能となり、有用性も向上する。

②　被調査者負担の軽減及び調査実施の効率化

標本調査への移行により、調査客体数の縮減が見込まれるため、被調査者の負担軽減及び調査実施面での事務の効率化が図られる。

２　具体的な標本設計

（１）基本的な考え方

両調査により得られた数値は、国又は都道府県において、主に保育士や介護従事者の人材確保対策を検討する際の基礎資料として活用されている。このため、標本調査への移行に当たっては、サービス別に、中心的な職種の都道府県別数値の精度を維持することが可能な標本数を確保する。

具体的には、サービス別に中心的な職種の都道府県別従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が５％以内となることを目標精度とする。

（２）抽出方法

前年調査で得られた名簿に記載された施設・事業所を母集団とし、サービス、都道府県及び施設・事業所の規模（通所介護はサービス、都道府県）を層とする層化無作為抽出法により抽出する。

（３）標本調査の対象サービス

平成25年調査結果を用いて､標準誤差率が５％以内となるよう設計した抽出率に、これまでの回収率及び廃止の状況を勘案して標本設計を行った結果、抽出対象は以下の６つのサービスとする。

社会福祉施設等調査	保育所
	有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅以外）
介護サービス施設・事業所調査	訪問介護
	通所介護
	居宅介護支援
	介護予防支援

上記以外のサービスについては、１／１抽出とする。

（参考）平成25年調査結果を用いて抽出率を試算した結果

対象サービス	母集団	中心的な職種	抽出率
保育所	23,427	保育士	1.2/10
有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅以外）	8,502	介護職員	6.1/10
訪問介護	32,761	訪問介護員	4.0/10
通所介護（注）	23,079	介護職員及び 看護職員	6.5/10
居宅介護支援	37,540	介護支援専門員	2.2/10
介護予防支援	4,539	専門職員	5.6/10

注：通所介護の算出となるデータは、平成27年調査結果を用いた。

（４）結果の推計方法

サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。

（５）結果の表章

標本調査への移行後は、詳細票の集計結果については、都道府県別までの表章とする。

なお、基本票による集計結果については、従来と同様に市区町村までの表章とする。

Ⅲ　今後の取組について

１　利用者及び被調査者への周知

全数調査から標本調査への移行により、調査の実施方法や集計方法がこれまでと変更になることから、調査結果の利用者及び被調査者に対し、留意点を周知する必要がある。

（１）調査結果の利用者への周知

平成30年調査以降の詳細票の集計結果は、平成29年調査以前と集計方法が異なることから、平成29年以前の集計結果と比較を行うことができなくなる。このため、利用者に誤解や混乱が生じないよう適切な周知を行う必要がある。

なお、平成30年調査以降は、同様の集計方法であるため、その連続性は確保される。

（２）被調査者への周知

標本調査への移行により、抽出率が１／１以外のサービスの施設・事業所においては調査客体にならない場合もある。このため、調査客体となる年とならない年が生じることを周知するなど、混乱が生じないよう対処する必要がある。

２　回収率向上のための取組

両調査においては、これまでも、回収率向上のための取組を多方面で行ってきているが、こうした回収率向上の取組は精度の維持・向上の観点から重要なものである。標本調査への移行後は、回収率の向上がより重要になるが、調査客体数の縮減に伴い未回収客体数も減少すると考えられることから、施設・事業所の属性を考慮した協力依頼範囲の拡大・重点化など未回収客体への対応を充実させていく必要がある。

なお、回収率向上に向けては、これまでの取組に加え、オンライン調査の活用も含めた更なる取組について検討していく必要がある。

別添１－１

社会福祉施設等調査の概要（平成 30 年以降）（案）

※下線部分が見直し事項

１．調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

２．調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査

３．調査の期日

毎年 10 月１日

４．調査の対象及び客体

（１）基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、「調査対象施設・事業所一覧」に掲げる施設・事業所について把握する。

（２）詳細票

基本票で把握した社会福祉施設等及び障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については層化無作為抽出した施設、それ以外については全数を客体とする。

調査対象施設・事業所一覧

生活保護法による保護施設
- 救護施設
- 更生施設
- 医療保護施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

老人福祉法による老人福祉施設
- 養護老人ホーム（一般）
- 養護老人ホーム（盲）
- 軽費老人ホーム　A型
- 軽費老人ホーム　B型
- 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- 都市型軽費老人ホーム
- 老人福祉センター（特A型）
- 老人福祉センター（A型）
- 老人福祉センター（B型）

障害者総合支援法による障害者支援施設等
- 障害者支援施設
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム

身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設
- 身体障害者福祉センター（A型）
- 身体障害者福祉センター（B型）
- 障害者更生センター
- 補装具製作施設
- 盲導犬訓練施設
- 点字図書館
- 点字出版施設
- 聴覚障害者情報提供施設

売春防止法による婦人保護施設
- 婦人保護施設

児童福祉法による児童福祉施設等
- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 幼保連携型認定こども園
- 保育所型認定こども園
- 保育所
- 小規模保育事業所
  - 小規模保育事業所（A型）
  - 小規模保育事業所（B型）
  - 小規模保育事業所（C型）
- 家庭的保育事業所
- 居宅訪問型保育事業所
- 事業所内保育事業所
- 児童養護施設
- 障害児入所施設（福祉型）
- 障害児入所施設（医療型）
- 児童発達支援センター（福祉型）
- 児童発達支援センター（医療型）
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 小型児童館
- 児童センター
- 大型児童館A型
- 大型児童館B型
- 大型児童館C型
- その他の児童館
- 児童遊園

母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉施設
- 母子・父子福祉センター
- 母子・父子休養ホーム

その他の社会福祉施設等
- 授産施設
- 宿所提供施設
- 盲人ホーム
- 無料低額診療施設
- 隣保館
- へき地保健福祉館
- 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）
- 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるもの）

障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所
- 居宅介護事業所
- 重度訪問介護事業所
- 同行援護事業所
- 行動援護事業所
- 療養介護事業所
- 生活介護事業所
- 重度障害者等包括支援事業所
- 計画相談支援事業所
- 地域相談支援（地域移行支援）事業所
- 地域相談支援（地域定着支援）事業所
- 短期入所事業所
- 共同生活援助事業所
- 自立訓練（機能訓練）事業所
- 自立訓練（生活訓練）事業所
- 宿泊型自立訓練事業所
- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援（A型）事業所
- 就労継続支援（B型）事業所

児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所
- 児童発達支援事業所
- 放課後等デイサービス事業所
- 保育所等訪問支援事業所
- 障害児相談支援事業所
- 就労定着支援事業所
- 自立生活援助事業所
- 居宅訪問型児童発達支援事業所

□…抽出対象

５．調査事項

（１）基本票

・施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員　等

・事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体　等

（２）詳細票

・施設詳細票：在所者の状況、従事者数　等

・事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数　等

６．調査方法及び経路

（１）調査方法

行政情報から把握可能な項目については、都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送等）により調査を実施する。

（２）調査の系統

<基本票>

<詳細票>

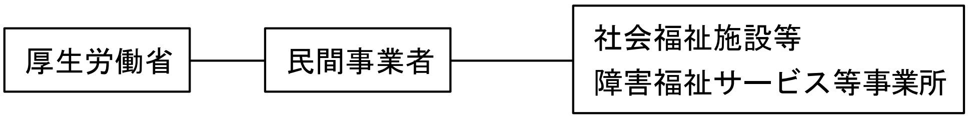

７．標本設計及び抽出方法

（１）母集団情報

前年調査により得られた名簿

（２）抽出方法

①　層化及び抽出の考え方

サービス、都道府県、施設・事業所の規模別に層化無作為抽出する。

②　目標精度

サービス、都道府県別の保育士、介護職員における従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が５％以内になることを目標に標本数を計算する。

③　回収率及び廃止の状況を勘案した標本数の設定

②の標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数及び（１－廃止率）の逆数を乗じ、層ごとの標本数を計算する。

８．推計方法

サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。

９．過去の調査結果との比較について

（１）基本票

平成 30 年以降も、行政情報から把握可能な項目については、都道府県・指定都市・中核市に対し調査を実施し、引き続き全数を把握するため、基本票による調査を開始した平成 24 年以降の調査結果と実数での比較を行うことができる。

（２）詳細票

平成 30 年以降は、全数調査から標本調査へ移行し、結果は推計値となるため、平成 29 年以前の調査結果との実数での比較はできない。

10. 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行う。

調査結果は、「平成 30 年社会福祉施設等調査の概況」及び「平成 30 年社会福祉施設等調査報告」として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

別添１－２

介護サービス施設・事業所調査の概要（平成30年以降）（案）

※下線部分が見直し事項

１．調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

２．調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査

３．調査の期日

毎年10月１日

４．調査の対象及び客体

（１）基本票

都道府県を対象とし、「調査対象施設・事業所一覧」に掲げる施設・事業所について把握する。

（２）詳細票

基本票で把握した介護保険制度における全国の介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、<u>訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援については層化無作為抽出した事業所</u>、それ以外については全数を客体とする（(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導並びに医療施設がみなしで行っている (介護予防) 訪問看護及び (介護予防) 通所リハビリテーションを除く)。

調査対象施設・事業所一覧

介護予防サービス事業所
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護ステーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 特定介護予防福祉用具販売

地域密着型介護予防サービス事業所
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防支援事業所(地域包括支援センター)（抽出対象）

居宅サービス事業所
- 訪問介護（抽出対象）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護ステーション
- 通所介護（抽出対象）
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売

地域密着型サービス事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型通所介護

居宅介護支援事業所（抽出対象）

介護保険施設
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設

□…抽出対象

５．調査事項

（１）基本票

- 施設基本票：法人名、施設名、所在地、定員　等
- 事業所基本票：法人名、事業所名、所在地　等

（２）詳細票

- 介護保険施設：在所者数、居室の状況、従事者数　等
- 居宅サービス事業所等：利用者数、従事者数　等

６．調査方法及び経路

（１）調査方法

行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送等）により調査を実施する。

（２）調査の系統

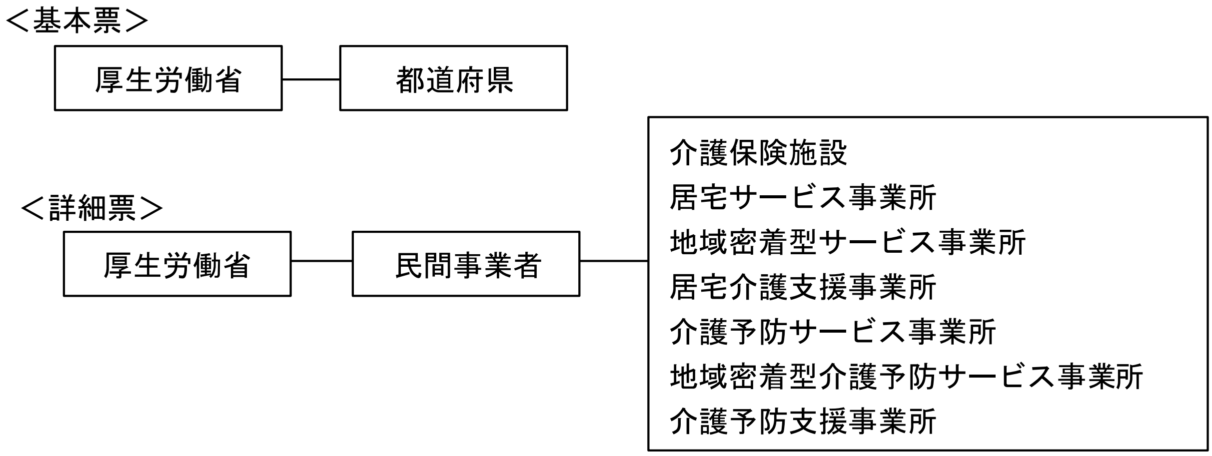

７．標本設計及び抽出方法

（１）母集団情報

前年調査により得られた名簿

（２）抽出方法

①　層化及び抽出の考え方

サービス、都道府県、施設・事業所の規模別に層化無作為抽出する。

②　目標精度

サービス、都道府県別の介護・看護職員、介護支援専門員、専門職員における従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が５％以内になることを目標に標本数を計算する。

③　回収率及び廃止の状況を勘案した標本数の設定

②の標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数及び（１ー廃止率）の逆数を乗じ、層ごとの標本数を計算する。

８．推計方法

サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。

９．過去の調査結果との比較について

（１）基本票

平成30年以降も、行政情報から把握可能な項目については、都道府県に対し調査を実施し、引き続き全数を把握するため、基本票による調査を開始した平成24年以降の調査結果と実数での比較を行うことができる。

（２）詳細票

平成30年以降は、全数調査から標本調査へ移行し、結果は推計値となるため、平成29年以前の調査結果との実数での比較はできない。

10．集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行う。

調査結果は、「平成30年介護サービス施設・事業所調査の概況」及び「平成30年介護サービス施設・事業所調査」（報告書）として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/）及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。

別添２

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の
改善に関するワーキンググループについて

平成 29 年３月７日
厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の改善に関するワーキンググループを置く。

１．本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

樋　田　　　勉（獨協大学経済学部国際環境経済学科教授）
永　井　暁　子（日本女子大学人間社会学部社会福祉学科准教授）
野　口　晴　子（早稲田大学政治経済学術院教授）
西　郷　　　浩（早稲田大学政治経済学術院教授）

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

２. 本ワーキンググループは平成 29 年６月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。

３．本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

４．本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。

５．本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。

６．本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。

別添３

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の改善に関するワーキング・グループ　開催実績

第１回　平成２９年３月７日（火）１４：１０～１５：２０

（議題）

・社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における調査方法の見直しについて

第２回　平成２９年３月２７日（月）１３：００～１４：００

（議題）

・社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における調査方法の見直しについて

第３回　平成２９年６月２６日（月）１３：００～１４：３０

（議題）

（１）社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における調査方法の見直しについて

（２）報告書（案）について

参考資料1－1

社会福祉施設等調査　回収率の推移

（単位：％）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総　　　　数	94.2	92.9	92.7	92.6	92.0	92.0	92.1
保護施設 1)	99.3	100.0	100.0	97.9	98.7	97.0	99.1
老人福祉施設	94.9	92.9	92.8	93.1	94.0	94.0	95.6
障害者支援施設等	91.3	88.1	90.0	89.4	90.9	90.3	88.8
身体障害者更生援護施設 2)	93.2	91.9	87.7	.	.	.	.
知的障害者援護施設 2)	93.8	91.2	85.7	.	.	.	.
精神障害者社会復帰施設 2)	94.7	91.0	87.4	.	.	.	.
身体障害者社会参加支援施設	96.2	96.9	97.9	95.5	97.8	98.5	96.6
婦人保護施設	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
児童福祉施設等 1)	97.1	94.8	94.8	95.3	94.1	94.0	94.2
（再掲）保育所等	97.3	94.1	93.9	95.4	93.5	93.5	94.5
母子・父子福祉施設	94.0	100.0	100.0	93.5	96.7	95.1	100.0
その他の社会福祉施設等 1)	85.0	87.2	86.5	85.6	86.0	87.1	86.0
（再掲）有料老人ホーム 3)	92.8	86.7	83.3	83.7	87.8	88.0	84.8
障害福祉サービス等事業所	88.2	82.9	82.2	82.0	83.7	82.0	82.1

注：1)詳細票の調査を実施していない次の施設を除く回収率である。
保護施設のうち医療保護施設
児童福祉施設等のうち助産施設及び児童遊園
その他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるもの）
2)平成24年の障害者自立支援法の改正により、障害者支援施設等へ移行している。
3)有料老人ホームとみなされるサービス付き高齢者向け住宅を含まない回収率である。

参考資料１－２

介護サービス施設･事業所調査　回収率の推移

（単位：%）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
介護予防サービス事業所							
介護予防訪問介護	86.2	79.6	78.2	80.5	80.9	79.4	78.9
介護予防訪問入浴介護	89.0	86.2	86.9	87.6	87.0	79.8	82.9
介護予防訪問看護ステーション	94.6	90.2	89.7	89.9	89.9	90.7	89.8
介護予防通所介護	93.3	88.3	86.4	87.6	87.4	85.6	84.9
介護予防通所リハビリテーション	95.2	90.6	92.8	91.5	89.3	92.1	90.9
介護予防短期入所生活介護	95.5	91.1	93.6	91.9	91.2	91.8	92.6
介護予防短期入所療養介護	94.7	90.1	93.6	93.6	90.3	91.5	91.6
介護予防特定施設入居者生活介護	96.7	91.0	90.1	92.1	93.4	91.5	91.3
介護予防福祉用具貸与	83.5	76.6	76.8	80.0	81.4	77.6	79.1
特定介護予防福祉用具販売	83.7	77.0	76.7	79.6	80.9	77.7	79.0
地域密着型介護予防サービス事業所							
介護予防認知症対応型通所介護	93.6	88.8	88.7	88.2	90.1	90.2	90.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	93.1	89.3	86.3	87.1	88.5	86.5	89.7
介護予防認知症対応型共同生活介護	94.8	89.0	89.3	89.8	89.3	90.4	91.4
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	96.8	91.6	92.2	93.7	93.9	93.2	92.6
居宅サービス事業所							
訪問介護	85.8	79.1	77.8	80.1	80.5	79.1	78.5
訪問入浴介護	89.3	86.3	86.8	87.0	86.6	80.2	83.3
訪問看護ステーション	94.5	89.9	89.5	89.9	89.6	90.7	89.6
通所介護	93.1	87.9	86.0	87.1	86.7	85.0	84.3
通所リハビリテーション	95.1	90.6	92.7	91.5	89.1	92.0	90.8
短期入所生活介護	95.7	91.1	93.6	92.1	91.3	91.7	92.5
短期入所療養介護	94.6	90.1	93.6	93.6	90.3	91.5	91.6
特定施設入居者生活介護	96.6	91.0	90.1	92.1	93.2	91.5	91.2
福祉用具貸与	82.5	75.5	75.8	79.7	80.5	77.1	78.9
特定福祉用具販売	83.7	76.9	76.7	79.6	80.8	77.7	78.9
地域密着型サービス事業所							
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	・	・	・	80.3	81.0	83.1	86.8
夜間対応型訪問介護	81.7	92.1	77.4	76.7	70.7	73.3	83.1
認知症対応型通所介護	93.5	88.7	88.7	87.4	89.5	89.6	90.0
小規模多機能型居宅介護	93.0	88.7	85.5	86.6	88.1	86.4	89.4
認知症対応型共同生活介護	94.9	89.0	89.3	89.5	89.3	90.4	91.4
地域密着型特定施設入居者生活介護	94.1	95.0	87.9	93.3	90.5	90.6	92.4
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	・	・	・	93.3	83.8	89.6	88.4
地域密着型介護老人福祉施設	97.3	93.8	96.6	93.5	93.4	94.5	95.3
居宅介護支援事業所	91.2	86.1	85.4	87.2	87.1	86.0	85.8
介護保険施設							
介護老人福祉施設	95.9	91.4	95.2	92.4	91.9	93.3	93.5
介護老人保健施設	95.9	91.5	95.0	94.4	92.2	91.3	92.1
介護療養型医療施設	93.0	88.9	92.1	93.3	91.5	93.5	92.6

社会福祉施設等調査　施設・事業所数の推移

参考資料２－１

（社会福祉施設等）

各年10月1日現在

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総　数	55 881	58 613	61 307	66 213
保護施設	295	292	291	292
老人福祉施設	5 323	5 308	5 334	5 327
障害者支援施設等	5 962	6 099	5 951	5 874
身体障害者社会参加支援施設	308	322	322	322
婦人保護施設	46	48	47	47
児童福祉施設等	33 873	33 938	34 462	37 139
（再掲）保育所等	23 740	24 076	24 509	25 580
母子・父子福祉施設	61	60	59	58
その他の社会福祉施設等	10 013	12 546	14 841	17 154
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外） 1)	7 519	8 502	9 632	10 651

注：基本票として都道府県・指定都市・中核市が把握する施設について、活動中の施設を集計している。
1) 平成24年にはサービス付き高齢者向け住宅であるものを一部含む。

（障害福祉サービス等事業所）

各年10月1日現在

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
居宅介護事業	19 872	20 811	21 667	22 429
重度訪問介護事業	18 547	19 376	20 117	20 786
同行援護事業	8 527	9 343	9 707	9 854
行動援護事業	2 161	2 208	2 336	2 425
療養介護事業	230	234	229	220
生活介護事業 1)	5 538	5 595	6 084	6 496
重度障害者等包括支援事業	57	42	34	34
計画相談支援事業	3 086	4 362	6 225	8 053
地域相談支援（地域移行支援）事業	3 277	2 904	2 955	3 136
地域相談支援（地域定着支援）事業	3 218	2 798	2 834	2 995
短期入所事業	4 043	4 315	4 556	4 833
共同生活介護事業	4 385	4 557	・	・
共同生活援助事業	4 568	4 795	6 432	6 762
自立訓練（機能訓練）事業 1)	425	415	436	432
自立訓練（生活訓練）事業 1)	1 314	1 287	1 334	1 361
宿泊型自立訓練事業	199	223	228	230
就労移行支援事業 1)	2 518	2 614	2 858	3 146
就労継続支援（A型）事業 1)	1 374	1 811	2 382	3 018
就労継続支援（B型）事業 1)	7 360	7 936	8 722	9 431
児童発達支援事業	2 804	2 802	3 258	3 942
放課後等デイサービス事業	3 107	3 909	5 267	6 971
保育所等訪問支援事業	240	415	550	714
障害児相談支援事業	1 914	2 989	4 048	5 128

注：複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。
基本票として都道府県・指定都市・中核市が把握する事業所について、活動中の事業所を集計している。
1) 障害者支援施設の昼間実施サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を除く。

介護サービス施設･事業所調査　施設･事業所数の推移

参考資料２－２

各年10月1日現在

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
介護予防サービス事業所				
介護予防訪問介護	30 269	31 908	33 060	33 977
介護予防訪問入浴介護	2 195	2 146	2 085	2 032
介護予防訪問看護ステーション	6 457	6 981	7 744	8 591
介護予防通所介護	32 432	36 097	39 383	41 181
介護予防通所リハビリテーション	6 700	6 832	7 162	7 422
介護予防短期入所生活介護	8 600	9 060	9 782	10 245
介護予防短期入所療養介護	5 337	5 199	5 223	5 189
介護予防特定施設入居者生活介護	3 710	3 930	4 158	4 364
介護予防福祉用具貸与	7 479	7 671	7 821	7 959
特定介護予防福祉用具販売	7 697	7 858	7 996	8 095
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護	3 854	3 857	3 892	3 960
介護予防小規模多機能型居宅介護	3 337	3 670	4 074	4 438
介護予防認知症対応型共同生活介護	11 445	11 702	12 165	12 647
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 430	4 539	4 564	4 726
居宅サービス事業所				
訪問介護	31 075	32 761	33 911	34 823
訪問入浴介護	2 410	2 344	2 262	2 190
訪問看護ステーション	6 590	7 153	7 903	8 745
通所介護	34 107	38 127	41 660	43 406
通所リハビリテーション	7 023	7 047	7 284	7 515
短期入所生活介護	8 980	9 445	10 251	10 727
短期入所療養介護	5 490	5 377	5 382	5 348
特定施設入居者生活介護	3 941	4 197	4 452	4 679
福祉用具貸与	7 644	7 864	7 961	8 056
特定福祉用具販売	7 724	7 902	8 018	8 135
地域密着型サービス事業所				
定期巡回･随時対応型訪問介護看護	76	281	471	616
夜間対応型訪問介護	188	196	217	224
認知症対応型通所介護	4 158	4 193	4 253	4 308
小規模多機能型居宅介護	3 885	4 230	4 630	4 969
認知症対応型共同生活介護	11 729	12 048	12 497	12 983
地域密着型特定施設入居者生活介護	238	263	288	301
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	15	74	164	250
地域密着型介護老人福祉施設	954	1 106	1 691	1 901
居宅介護支援事業所	35 885	37 540	38 837	40 127
介護保険施設				
介護老人福祉施設	6 590	6 754	7 249	7 551
介護老人保健施設	3 931	3 993	4 096	4 189
介護療養型医療施設	1 759	1 647	1 520	1 423

注：1) 基本票として都道府県が把握する施設･事業所について、活動中の施設･事業所を集計している。

2) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスに計上している。

参考資料3

施設・事業所の新設・廃止の状況

		施設・事業所数	うち新設された施設・事業所数	割合（%）	前年10月1日以降廃止した施設・事業所数	割合（%）
保育所	H25	24,299	1,758	7.2%	1,416	5.8%
	H26	24,717	1,511	6.1%	1,091	4.4%
	H27	23,496 1）	2,391	10.2%	2,691	11.5% 2）
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	H25	10,061	3,101	30.8%	594	5.9%
	H26	12,381	2,953	23.9%	633	5.1%
	H27	15,168	3,860	25.4%	691	4.6%
訪問介護	H25	33,761	3,341	9.9%	1,392	4.1%
	H26	34,992	3,007	8.6%	1,813	5.2%
	H27	35,928	2,858	8.0%	1,950	5.4%
通所介護	H25	38,510	5,097	13.2%	1,042	2.7%
	H26	42,145	4,955	11.8%	1,408	3.3%
	H27	44,089	4,015	9.1%	2,152	4.9%
居宅介護支援	H25	39,201	3,375	8.6%	1,492	3.8%
	H26	40,463	3,297	8.1%	2,063	5.1%
	H27	41,721	3,111	7.5%	1,890	4.5%
介護予防支援	H25	4,542	186	4.1%	83	1.8%
	H26	4,567	93	2.0%	75	1.6%
	H27	4,730	212	4.5%	49	1.0%

注：施設・事業所数は、休止中の施設・事業所数を含む。
1）幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園を含まない数である。
2）保育所から幼保連携型認定こども園又は保育所型認定こども園に移行した施設を含む。

未回収施設･事業所の状況（平成27年）

参考資料4

○未回収施設･事業所数

	施設・事業所数 ①	未回収施設・事業所数 ②	未回収率 （②÷①）	うち未達 ③	未達率 （③÷①）
保育所	23,504	1,275	5.4%	95	0.4%
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	10,718	1,626	15.2%	57	0.5%
通所介護	44,089	6,916	15.7%	347	0.8%
訪問介護	35,928	7,725	21.5%	777	2.2%
介護予防支援	4,730	349	7.4%	24	0.5%
居宅介護支援	41,721	5,935	14.2%	478	1.1%

○経営主体別未回収率

平成27年10月1日現在

	総数	国・独立行政法人	都道府県	市区町村	一部事務組合・広域連合	社会福祉法人	医療法人	公益法人・日赤	営利法人（会社）	その他の法人	その他
保育所	5.4%	－	－	3.3%	－	6.2%	－	1.8%	11.1%	8.7%	9.1%
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	15.2%	－	－	－	－	7.9%	8.9%	－	16.3%	12.3%	27.8%

	総数	地方公共団体	社会福祉協議会（社協含む）	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人（会社）	特定非営利活動法人（NPO）	その他
通所介護 1）	15.7%	6.4%	4.7%	6.5%	7.4%	63.8%	9.5%	9.7%	6.1%
訪問介護 1）	21.5%	8.2%	4.9%	6.5%	11.5%	65.7%	10.7%	11.7%	7.9%
介護予防支援 1）	7.4%	6.1%	5.7%	5.4%	8.8%	18.6%	7.7%	－	7.1%
居宅介護支援 1）	14.2%	4.8%	4.8%	6.0%	6.3%	50.2%	9.0%	8.6%	4.3%

注：1） 過去データをもとに試算した。総数には経営主体不詳を含む。

○規模別未回収率

平成27年10月1日現在

	認可定員								
	総数	1～20人	21～40人	41～60人	61～80人	81～100人	101～120人	121～150人	151人以上
保育所	5.4%	4.9%	5.8%	5.3%	5.0%	5.6%	4.6%	4.7%	5.6%

平成27年10月1日現在

	定員									
	総数	1～30人	31～40人	41～50人	51人～60人	61～70人	71～80人	81～90人	91～100	101人以上
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	15.2%	16.5%	14.9%	12.6%	12.4%	17.7%	17.9%	10.8%	10.6%	11.9%

	利用延人員 1）										
	総数 2）	1～99人	100～199人	200～299人	300～399人	400～499人	500～599人	600～699人	700～799人	800～899人	900～999人	1000人以上
通所介護	15.7%	15.0%	11.7%	9.4%	7.5%	7.1%	7.0%	7.0%	6.0%	8.3%	6.7%	7.2%

	訪問回数 1）											
	総数 2）	1～99回	100～199回	200～299回	300～399回	400～499回	500～599回	600～699回	700～799回	800～899回	900～999回	1000回以上
訪問介護	21.5%	16.1%	14.6%	12.3%	11.6%	11.6%	10.6%	10.0%	9.8%	10.9%	12.3%	11.5%

	利用実人員 1）							
	総数 2）	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～99人	100人以上
介護予防支援	7.4%	23.9%	16.4%	13.9%	13.3%	13.3%	11.8%	3.9%

	利用実人員 1）							
	総数 2）	1～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～99人	100人以上
居宅介護支援	14.2%	13.3%	11.3%	10.2%	8.7%	10.1%	7.6%	6.0%

注：1）利用延人員、訪問回数及び利用実人員は、過去データの９月中の利用者数及び訪問回数をもとに試算した。
　　2）総数には、それぞれ認可定員不詳、利用延人員、訪問回数、利用実人員不詳を含む。